

#### ✦ 歳出（性質別）

会計の経費（歳出）をその経済的性質により分類したものを性質別分類といいます。

##### ■ 人件費（じんけんひ）

町の職員の給与や議員、審議会等の委員への報酬などの経費です。

##### ■ 物件費（ぶつけんひ）

町の経費のうち、人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的性質（支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの）をもつ経費です。賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料及び備品購入費などが含まれます。

##### ■ 維持補修費（いじほしゅうひ）

町が管理する道路、公共用施設などの効用を維持するための経費です。

##### ■ 扶助費（ふじょひ）

社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する経費です。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、児童医療の公費負担など町の施策（町の単独制度）として行うものも含まれます。

##### ■ 補助費等（ほじょひとう）

主に町が、町内の団体などに補助するために交付する経費です。団体などへの補助金の他に一部事務組合への負担金も含まれます。その他主なものとして、報償費（講師謝礼金など）、火災・自動車損害保険料などがここに含まれます。

##### ■ 積立金（つみたてきん）

基金に積み立てるための経費です。

##### ■ 投資及び出資金（とうし・しゅっしきん）

財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出捐金なども該当します。

##### ■ 貸付金（かしつけきん）

町が直接あるいは間接的に住民の福祉の増進を図るため、現金の貸付を行うための経費です。

##### ■ 繰出金（くりだしきん）

一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をするための経費です。基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも含まれます。

一般会計からは、病院事業会計、簡易水道事業会計などへの、繰出金があります。

##### ■ 普通建設事業費（ふつうけんせつじぎょうひ）

道路、橋りょうの新設・改良や保育園の新築・改築などの建設事業に要する経費です。工事請負費、設計監理委託料のほか、資本形成に関する補助金や人件費などもここに含まれます。

■ 災害復旧事業費（さいがいふっきゅうじぎょうひ）

降雨、暴風、地震などの異常な自然現象等の災害により被災した施設を復旧するための経費です。